

## 株式等振替制度における手数料要綱

平成 19 年 11 月 5 日  
 (一部修正)平成 20 年 2 月 22 日  
 株式会社証券保管振替機構

項 目	内 容	備 考
<p>趣旨</p>          <p>概要</p> <p>1. 機構加入者の手数料</p> <p>(1) 振替手数料</p>    <p>(2) 口座管理手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式等の振替制度において株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が提供するサービスについて、その利用者（機構加入者及び発行者等）が便益に応じて経費を負担することとなるよう、振替制度における手数料を策定する。</li> <li>・ 具体的な手数料の策定に際しては、振替制度の安定的な運営及び現行の保管振替制度との連続性に配慮する。</li>   <li>・ 振替手数料の徴収標準は振替件数とし、具体的な料率は現行の保管振替制度と同様とする。</li>   <li>・ 機構が行う機構加入者口座の管理、口座残高の管理及び加入者情報の管理に関する業務に対応する手数料として、口座管理手数料を設ける。</li> <li>・ 口座管理関係の業務は、機構加入者口座の管理、口座残高の管理及び加入者口座（顧客口座）の管理の業務に大別されることを踏まえ、機構加入者口座数（区分口座数）、口座残高及び加入者口座数（顧客口座数）の3つの徴収標準を設ける。</li> <li>・ 担保専用口及び外国人株式記録口については、通常の口座とは異なる特殊な機能を有することから、当該口座の残高について加算料率を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「株券等の電子化に係る制度要綱」参照。</li>            <li>・ 具体的な手数料率は別紙 1 参照。</li> <li>・ ただし、区分口座間振替については、区分口座による自己分及び顧客分の区分管理の実施に伴う件数の増加を踏まえた料率とする。</li>      <li>・ 口座残高基準については、当分の間、大幅な株式分割等が行われた銘柄に係る特例を適用することとし、取引所における投資単位の平準化の動向等を踏まえ、振替制度開始後に当該特例の見直しを検討する。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預託手数料、交付手数料、保管手数料、名義書換取次手数料その他の券面の処理に係る手数料は廃止する。</li> <li>・ その他の手数料については、現行の保管振替制度及び一般債等の振替制度における手数料に準じて設定する。</li> </ul>	
2. 発行者の手数料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な手数料率は別紙 2 参照。</li> </ul>
(1) 振替制度利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者に対するサービス提供のための共通的なインフラ構築費用及び制度運用費用に対応する基本手数料として、振替制度利用料を設ける。</li> <li>・ 振替制度利用料は、各発行者に共通的な費用負担を求めるための定額部分と、各発行者の株主等の数に応じた負担を求めるための定率部分を併用することとする。</li> </ul>	
(2) 新規記録手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集新株の発行等の場合の新規記録に対応する手数料として、新規記録手数料を設ける。</li> </ul>	
(3) 銘柄情報公示手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銘柄情報の公示に関する業務に対応する手数料として、銘柄情報公示手数料を設ける。</li> </ul>	
(4) 個別株主通知手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少数株主権等の行使のために行われる個別株主通知に関する業務に対応する手数料として、個別株主通知手数料を設ける。</li> </ul>	
(5) 情報提供請求手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者が行う振替口座簿の情報提供の請求に関する業務に対応する手数料として、情報提供請求手数料を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者が口座管理機関に支払う手数料についても機構を通じて授受する。</li> </ul>
情報提供請求取次手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構が行う発行者から口座管理機関に対する情報提供請求の取次ぎについては、情報提供請求取次手数料の対象とする。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
情報提供手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会の対象者が機構加入者である場合には、機構による情報提供に対する手数料として、情報提供手数料の対象とする。</li> </ul>	
(6) 総株主通知等手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式、投資口及び優先出資について、正当な理由による発行者の請求に基づく総株主通知等(「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」という。)第151条第8項に基づく通知)が行われた場合には、総株主通知等手数料の対象とする。ただし、発行者が、四半期会計期間の末日ごとに総株主通知等の請求をする旨をあらかじめ機構に通知した場合の当該総株主通知等は、総株主通知等手数料の対象外とする。</li> <li>新株予約権付社債及び新株予約権について、総新株予約権付社債権者通知等が行われた場合には、総株主通知等手数料の対象とする。</li> </ul>	
(7) 外国人保有比率等 期中公表手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人保有制限銘柄の外国人保有比率等の公表に係る業務に対応する手数料として、外国人保有制限銘柄について、外国人保有比率等期中公表手数料を設ける。</li> </ul>	
3 . その他の手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>間接口座管理機関、端末利用者、決済照合システム利用者等に係る手数料については、現行の保管振替制度及び一般債等の振替制度並びに決済照合システムにおける手数料に準じて設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な手数料率は別紙3参照。</li> </ul>
4 . 支払方法		
(1) 機構加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構加入者は、毎月、前月分の手数を機構に支払うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行どおり。</li> </ul>
(2) 発行者	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行者は、毎年6月及び12月に前月までの6か月分の手数を機構に支払うものとする。</li> </ul>	
5 . 制度移行に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>振替制度への円滑な移行に配慮し、所要の措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度移行に係る取扱いは別紙4参照。</li> </ul>

以上

## 機構加入者に対する手数料項目の料率

### 1. 振替手数料

手数料項目	料率	備考	
振替手数料（株式）			
一般振替	当月の振替件数 1件につき 500件に月間業務取扱日数を乗じた件数以下の部分 90円 6,000件に月間業務取扱日数を乗じた件数超の部分 90円 単元未満振替 90円 ~ 以外 180円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管振替制度における手数料率（件数基準）と同じ。</li> <li>・ ただし、区分口座間振替については、保管振替制度における手数料料の40%の水準としている。</li> </ul>	
区分口座間振替	当月の振替件数 1件につき 18円		
日本証券クリアリング機構の 決済に係る振替	当月の振替件数 1件につき 500件に月間業務取扱日数を乗じた件数以下の部分 45円 4,000件に月間業務取扱日数を乗じた件数超の部分 45円 ~ 以外 90円		
振替手数料（新株予約権付社債及び新株予約権）			
一般振替	当月の振替件数 1件につき 200円		
区分口座間振替	当月の振替件数 1件につき 20円		
日本証券クリアリング機構の 決済に係る振替	当月の振替件数 1件につき 100円		
振替手数料（上場投資信託受益権、投資口、優先出資）			
一般振替	当月の振替件数 1件につき 180円		
区分口座間振替	当月の振替件数 1件につき 18円		
日本証券クリアリング機構の 決済に係る振替	当月の振替件数 1件につき 90円		

2. 口座管理手数料

手数料項目	料率	備考
口座管理手数料		・ 機構加入者口座数比例部分、口座残高比例部分及び加入者口座数比例部分の合計額を徴収する。
機構加入者口座数比例部分	1 口座につき (月額) 10,000円	・ 機構加入者口座数とは区分口座の数をいう。
口座残高比例部分		
口座残高比例部分(株式)	月平均口座残高 1 単位につき 50万単位以下 50万単位超150万単位以下 150万単位超300万単位以下 300万単位超500万単位以下 500万単位超700万単位以下 700万単位超1000万単位以下 1000万単位超2000万単位以下 2000万単位超3000万単位以下 3000万単位超5000万単位以下 5000万単位超 (月額) 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円 0.01円	・ 当分の間、保管振替制度と同様、大幅な株式分割等が行われた銘柄に係る手数料の料率の特例を適用する。
口座残高比例(加算)部分(株式)	担保専用口に記録された株式 月平均口座残高 1 単位につき (月額) 0.02円  外国人株式記録口に記録された外国人保有制限銘柄の株式 月平均口座残高 1 単位につき 0.04円	
口座残高比例部分(新株予約権付社債及び新株予約権)	月平均口座残高 1 振替単位につき 40万振替単位以下 40万振替単位超100万振替単位以下 100万振替単位超 (月額) 1.0円 0.9円 0.8円	
口座残高比例部分(上場投資信託受益権)	月平均口座残高 1 口につき 5万口以下 5万口超15万口以下 15万口超30万口以下 30万口超50万口以下 50万口超70万口以下 70万口超100万口以下 100万口超200万口以下 200万口超300万口以下 300万口超 (月額) 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円	・ 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄については、左記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
口座残高比例(加算)部分(上場投資信託受益権)	担保専用口に記録された受益権 月平均口座残高 1 口につき (月額) 0.02円	・ 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄については、左記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

手数料項目	料率	備考
口座残高比例部分 (投資口・優先出資)	月平均口座残高 1口につき 50万円以下 0.40円 50万円超150万円以下 0.28円 150万円超300万円以下 0.24円 300万円超500万円以下 0.20円 500万円超700万円以下 0.16円 700万円超1000万円以下 0.12円 1000万円超2000万円以下 0.08円 2000万円超3000万円以下 0.04円 3000万円超5000万円以下 0.02円 5000万円超 0.01円	(月額) ・ 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄については、左記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
口座残高比例(加算)部分 (投資口・優先出資)	担保専用口に記録された投資口・優先出資 月平均口座残高 1口につき	(月額) 0.02円 ・ 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄については、左記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
加入者口座数比例部分	月平均加入者口座数 1口座につき 10万口座以下 4円 10万口座超100万口座以下 3円 100万口座超 2円	(月額) ・ 加入者口座数とは、機構加入者が開設する加入者口座(顧客口座)の数(当該機構加入者の下位機関である間接口座管理機関が開設する加入者口座の数を含む。)をいう。

### 3. その他手数料

手数料項目	料率	備考
口座開設金	新たに機構加入者となる場合の1つ目の口座 1口座につき 100万円 新たに機構加入者となる場合の1つ目を超える口座及び既に機構加入者であるものが開設する区分口座 1口座につき 30万円	・ 保管振替制度における手数料率と同じ。
抹消手数料	抹消請求又は買入消却請求 1件につき 200円	
口座照会手数料	振替先口座の照会 1件につき 100円	
	照会結果及び被照会状況のダウンロード 1件につき 100円	
各種取次等手数料		
各種取次に係る手数料	取次ぎ請求 1件につき 300円 ただし、振替新株予約権の行使請求にあつてはその目的である振替株式1単元につき60円を、振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使請求にあつては各社債の金額1円につき0.00006円を、それぞれ加算する。	[ 各種取次の内容 ] ・ 口座通知取次 ・ 単元未満株式買取請求取次 ・ 単元未満株式売渡請求取次 ・ 取得請求権付株式の取得請求権行使請求取次 ・ 新株予約権付社債のプットオプション行使請求取次 ・ 配当金振込指定取次 ・ 機構名義失念株式に係る特別口座開設請求取次 ・ 新株予約権付社債の新株予約権行使請求取次 ・ 新株予約権の行使請求取次
新株予約権付社債及び上場投資信託受益証券に係る個別移行手数料	新株予約権付社債券又は上場投資信託受益証券 1枚につき 500円	
各種証明書交付手数料	1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。 (ファイルで交付するものについては、超過枚数は生じない。)  現在、Targetを通じた交付を検討中であるため、Targetを通じた交付手数料、郵送等による場合の費用の徴収等については、別途定めることとする。	[ 各種証明書の内容 ] ・ 振替口座簿記録事項証明書 ・ 社債権者集会における議決権行使等のための証明書 ・ 元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書 ・ 元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル ・ 元利金決済予定額情報確認書 ・ 保管振替制度における参加者口座簿の写し ・ 保管振替制度における元利金支払内容証明書

## 発行者に対する手数料項目の料率

手数料項目	料率	備考
振替制度利用料 (株式等)		
定額部分	1 銘柄につき (月額) 47,000円	
定率部分	1 株主等につき 20,000人以下の部分 4.0円 20,000人超、100,000人以下の部分 2.8円 100,000人超の部分 1.2円	
振替制度利用料 (新株予約権付社債等)		・ 振替単位とは、新株予約権付社債については各社債の金額、新株予約権については新株予約権の数のことをいう。
定額部分	1 銘柄につき (月額) 10,000円	
定率部分	1 振替単位につき 10,000単位以下の部分 0.8円 10,000単位超、50,000単位以下の部分 0.5円 50,000単位超の部分 0.3円	
振替制度利用料 (上場投資信託受益権)		
定額部分	1 銘柄につき (月額) 22,000円	
定率部分	1 受益者につき 20,000人以下の部分 2.0円 20,000人超、100,000人以下の部分 1.4円 100,000人超の部分 0.6円	
新規記録手数料	同一新規記録日 / 同一新規記録事由の新規記録 1 件につき 20,000件以下の部分 200円 20,000件超、100,000件以下の部分 140円 100,000件超の部分 60円	・ 新株予約権行使に対して自己株式の交付を行う場合についても課金対象とする。
銘柄情報公示手数料	1 件につき 200円	



手数料項目	料率	備考
個別株主通知手数料	1件につき 同一銘柄の個別株主通知が月間で40件以下の部分 1,000円 同一銘柄の個別株主通知が月間で40件を超える部分 500円	・ 株式、投資口及び優先出資を課金対象とする。
情報提供請求手数料		・ 情報提供請求手数料には、請求取次先機関の定める情報提供料相当額を別途加算する。 ・ 株式、投資口及び優先出資を課金対象とする。
情報提供請求取次手数料	株主等照会コードを指定した場合（ファイル伝送の場合） 1件につき 300円 株主等照会コードを指定した場合（加入者情報Web端末の場合） 1件につき 1,000円 氏名／住所の全部を指定した場合 1件につき 1,500円 氏名／住所の一部を指定した場合 1件につき 3,000円	
情報提供手数料	1件につき 500円 請求対象期間が1日を超えるごとに1日につき 10円 10枚を超える枚数 1枚につき 10円	
総株主通知等手数料 （株式等）		・ 正当な理由により発行者が請求する場合の総株主通知等（振替法第151条第8項に基づく総株主通知等）を課金対象とする。ただし、発行者が、四半期会計期間の末日ごとに総株主通知等の請求をする旨をあらかじめ機構に通知した場合の当該総株主通知等は、課金対象外とする。
定額部分	1回につき 400,000円	
定率部分	1株主等につき 20,000人以下の部分 30円 20,000人超、100,000人以下の部分 21円 100,000人超の部分 9円	
総株主通知等手数料 （新株予約権付社債等）		・ すべての総新株予約権付社債権者通知及び総新株予約権者通知を課金対象とする。
定額部分	1回につき 120,000円	
定率部分	1新株予約権付社債者等につき 1,000人以下の部分 10円 1,000人超、5,000人以下の部分 7円 5,000人超の部分 3円	
外国人保有比率等 期中公表手数料	外国人保有制限銘柄 1銘柄につき (月額) 20,000円	・ 株式を課金対象とする。

「株式等」には、株式、投資口及び優先出資を含む。

「株主等」には、株主、投資口の投資主及び優先出資の出資者を含む。

「新株予約権付社債等」には、新株予約権付社債及び新株予約権を含む。

「新株予約権付社債者等」には、新株予約権付社債権者及び新株予約権者を含む。

## その他の手数料項目の料率

### 1．間接口座管理機関に対する手数料項目

手数料項目	料率	備考
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関としての業務に係る承認 1件につき 300,000円	・ 承認の対象となる顧客口所在コードごとに課金対象とする。

### 2．株主名簿管理人、資金決済会社、払込取扱銀行、発行代理人、支払代理人に対する手数料項目

手数料項目	料率	備考
システム接続準備手数料	新たに株式等振替システムに接続を行う者 50,000円	・ 機構加入者は課金対象外とする。 ・ 同一の者に対して重複課金は行わない。
システム接続手数料	株式等振替システムに接続している者 (月額) 10,000円	・ 機構加入者は課金対象外とする。 ・ 同一の者に対して重複課金は行わない。 ・ 払込取扱銀行のみとして接続している場合は課金対象外とする。

### 3．端末利用者に対する手数料項目

手数料項目	料率	備考
統合Web端末接続料	1 業務担当ユーザID数につき (月額) 業務担当ユーザID数が5以下の部分 10,000円 業務担当ユーザID数が5超10以下の部分 5,000円 業務担当ユーザID数が10超の部分 1,000円	
加入者情報Web端末接続料	1 業務担当ユーザID数につき (月額) 業務担当ユーザID数が5以下の部分 10,000円 業務担当ユーザID数が5超10以下の部分 5,000円 業務担当ユーザID数が10超の部分 1,000円	

### 4．加入者等に対する手数料項目

手数料項目	料率	備考
振替口座簿記録事項証明書 交付手数料	1 通につき 500円 1 通の枚数が10枚を超えるものについては、 10枚を超えた枚数 1枚につき 10円	
振替受入簿謄本又は 抄本交付手数料	1 通につき 500円 1 通の枚数が10枚を超えるものについては、 10枚を超えた枚数 1枚につき 10円	

5．決済照合手数料（株式等の振替制度への移行に伴う追加機能に係るもの）

手数料項目	料率	備考
約定照合手数料	新規記録情報データを機構に送信する利用者／約定照合が完了した取引に係る件数／対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき	13円
	新規記録情報承認データを機構に送信する利用者／約定照合が完了した取引に係る件数／対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき	13円
決済照合手数料	登録決済情報により決済指図データを機構が作成する場合／決済照合が完了した取引に係る件数／対象有価証券等が一般債、短期社債等以外の場合 1件につき	16円
	登録決済情報により決済指図データを機構が作成しない場合／決済照合が完了した取引に係る件数／対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき	27円

株式等の振替制度への移行時に新たに決済照合システムの利用者となる場合には、別に基本料金及び統合Web端末利用料金を課金する。  
 上記は決済照合システム手数料率表中の別表Aを選択した場合の料率であり、別表Bを選択した場合には、それぞれの額に3を乗じた金額を課金する。

## 振替制度への移行に係る手数料上の取扱い

振替制度への移行においては、保管振替制度の参加者が振替制度の口座管理機関となるための口座開設手続など、法制度上、関係者において新たな手続が求められることから、原則として、制度移行時に参加者及び発行者が行う法律上不可欠な手続については、振替制度における手数料基準にかかわらず、次のような取扱いとする。

### 1. 機構加入者関係

手数料項目	制度移行時における取扱い	備考
口座開設金	施行日前日における保管振替制度の参加者が、施行日から機構加入者となるために開設する区分口座（施行日前日に開設されている区分口座と同一のものと機構が認めるものに限る。）については課金対象外とする。	
振替手数料	施行日の業務開始時に同一口座管理機関内で行われる振替については、保管振替制度の参加者口座から振替制度の振替口座への転記手続の一部であるとみなし、課金対象外とする。	・ 施行日前日に預託されている投資証券及び優先出資証券について施行日に行われる振替口座への新規記録時、新株予約権付社債の集中移行時についても、転記手続に準じた取扱いとなるため、課金対象外とする。

### 2. 発行者関係

手数料項目	制度移行時における取扱い	備考
新規記録手数料	施行日前日において一般株主名簿に記載されている株主に係る特別口座への新規記録については課金対象外とする。	・ 施行日前日に機構取扱いとなっている投資口及び優先出資に係る新規記録についても課金対象外とする。